

(6) 納税組合における口座振替の推進について

令和6年度末の納税組合廃止を前に、口座振替の利用を更に推進するため、町の職員が納税組合（集落）に出向き、口座振替依頼書の記入のお手伝いをします。

記入いただいた依頼書は、職員が持ち帰り、各金融機関に提出しますので、金融機関に出向く必要がありません。

- 1 実施期間 令和5年7月～12月
- 2 実施日時 平日 午前10時～午後4時（原則）
- 3 実施方法 実施希望日の概ね2週間前までに、納税組合から住民課税務室へお申込みください。

4 ご協力いただくこと

- (1) 口座振替希望者のとりまとめ
- (2) 口座振替希望者への案内・周知（会場、開催日時等）
- (3) 会場、テーブル（机）の準備

【問い合わせ先】

住民課 税務室 担当：来海、加川

電話：68-3114 FAX：68-3866

Mail：zeimu@houki-town.jp